

発達障がい児に対する支援について

(1 回目質問)

子ども・子育てについては、本年第 1 回定例会及び第 2 回定例会において、宮下地区に整備を進めております(仮称)子ども・子育て支援施設及び放課後児童対策について、質問をさせていただきました。

いずれも全ての子どもを対象とした取組であります。今回は、発達障がい児について、お聞きしていきたいと思っております。

特に乳幼児を持つ保護者にとって、子どもの発育や発達は大きな不安であります。現在、策定作業を進めている旭川市子ども・子育てプランの基礎資料とするため、昨年 8 月に実施したアンケート調査によりますと、子育てに関する不安感として、複数回答ですが、「子どもの発育・発達に関すること」を回答した割合が就学前児童では 34%、小学校児童では 17%となっており、特に就学前児童を持つ保護者においては、前回調査時の平成 20 年度の 22%と比べて、大きく増加しております。

また、乳幼児健康診査について、子どものためには、成長段階ごとに健康診査を受けることが大切であることを理解しながらも、気持ちの面で健診を受けることに精神的な負担を感じるという声もあります。

子どもの発育や発達に関する親の関心が高まっている中、療育あるいは医療機関への受診が必要となった場合でも、納得しきれない、あるいは、保護者自身の理解を図ることが必要な場合もありますし、その受け皿としても、親子で通園し、療育とともに親支援を提供するこども通園センターは、子育て支援施策の中でも役割があるものと考えます。

そこでお尋ねします。現在、こども通園センターにおいて、どのような療育を提供しているのか、そして、職員の体制についてお聞かせください。

(1 回目答弁)

こども通園センターの療育内容と職員体制についてのお尋ねです。

こども通園センターでは、自己の表現力をつけ、人との関わり方のルールを学び、集団へ対応する力をつけるための「グループ指導」を療育の基本としており、療育効果を考慮して、通園回数を週 1 回、1 か月に 4 回までに設定しております。

また、言葉の遅れや発音の問題、概念の理解、はさみの操作等の微細運動などの個人個人が抱える課題につきましては、1 対 1 の指導が必要となりますので、就学が近付いた 4・5 歳児を対象に「グループ指導」に加えて月に 1 回の「個別指導」を行っており、この他、必要等に応じて、作業療法士や言語聴覚士による指導を行っております。

職員体制につきましては、現在、正職員4名、嘱託職員21名、臨時職員3名となっており、内訳としましては、正職員は、事務職の所長1名、保育士3名、嘱託職員は、発達相談員として認定心理士1名、保育士2名、社会福祉主事1名、指導員として保育士14名、社会福祉士1名、社会福祉主事1名、小学校教諭の有資格者1名、臨時職員は、療育を受ける児童の兄弟を預かる託児室に保育士3名、事務補助1名という状況となっております。

(2回目質問)

各種報道や研究等によりますと、発達障がい児が増加傾向にあり、また、児童虐待との因果関係についても問題が提起されております。これらへの対応として、民間の児童発達支援事業所との連携をどのように進めていくのか、あるいは平成28年度開設予定の(仮称)総合子ども・教育センターの事業展開など、検討課題があると思いますが、少なくとも、当面、これらの取組が効果を発揮するまでは、こども通園センターが、発達障がい児への療育、親支援の中心的な役割を担うものと考えます。役割を担うため、大切なのが配置する職員であります。保育士が中心とのことですが、作業療法のニーズが高いとお聞きしています。これ以外にも保健師や言語聴覚士、理学療法士などの専門性を有する職員が子育て支援部にはおりますが、これらの専門性を有する職員を活用することが、こども通園センターの機能強化につながるものと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

また、嘱託職員が中心とのことですが、利用者にとっては、やっと馴染んできたのに辞めてしまうという事態も生じますし、引き続き、スムーズに療育等の支援を受けることができるよう配慮が必要だと思いますが、現状と対応策についてお聞かせください。

次に、利便性についても触れておきたいと思っております。こども通園センターは平成23年4月に、市役所第二庁舎から現在の花咲町7丁目に移転しております。さらに、平成28年10月までに、移転が必要であるとお聞きしておりますが、この際、同規模の施設を1か所設置するのではなく、比較的小規模な施設として市内に2か所設置する、あるいは1か所にするのであれば市内中心部に設置するなど、利便性の向上の面からも検討の必要性があるのではないかと考えますのでお答え下さい。

(2回目答弁)

作業療法士，保健師，言語聴覚士，理学療法士等の専門性を有する職員のこども通園センターへの活用についてのお尋ねです。

こども通園センターには，保育士等の業務に必要なスキルを持つ職員を配置しておりますが，ニーズに応じて，「愛育センター」の作業療法士と言語聴覚士が指導をしておりますほか，社会福祉法人 北海道療育園からも言語聴覚士の派遣を受けております。

今後につきましては，保護者ニーズや必要性を考慮しながら，状況に応じた部内応援等についても検討して参りたいと考えております。

嘱託職員が多いこども通園センターの職員体制ですが，正職員が中核となるように配慮しながら支援体制を組んでおります。

また，嘱託職員の退職や，職員の出産・病気等により，年度途中で担当者が変わるような場合も考えられますが，そのような場合におきましては，十分な引き継ぎを行う等，サービスの低下とならないような配慮をして参りたいと考えております。

こども通園センターの移転につきましては，平成28年10月までに現地からの退去が必要な状況にありますことから，現在，移転先について検討を進めているところですが，現在の場所よりも利用がし易いという点等も考慮しながら移転先の検討をして参りたいと考えております。

（3回目質問）

先の質問では，子ども通園センターの意義や利用方法について伺ったところですが，このセンターの利用対象児は0歳から5歳までで，小学校入学前までの支援が主なところですが，なには通級指導教室を選択することもあり，子どもの発育具合は様々であるため，親は養育に対する悩みを抱え，それが精神的な負担にもなります。

通級指導教室はどの学校にもあるわけではないため，地域によっては学区外に通級指導教室のある学校まで送り迎えをしたり，子どものために引っ越しを決断したりする親もいるとの事です。

そのため，通級指導教室を設置する学校を増やし，発達障害を持つ子どもへの個別的で、きめ細かな教育を進め，一方で親の負担を軽減させる対策を取ることが必要と思いますが，市として，どのようにお考えでしょうか？

また，これから述べることは，学校外での支援についての要望とさせていただきますが，発達障害を持つ子に対し，親としてフォローする方法を教えてくれる人や，同じ悩みの共有できる親同士のネットワークの構築は，子の健全育成という面から必要な関係性であり，こども通園セン

ターは、まさにその役割を果たす施設であると思います。しかし、就学前に比較して、小学校入学後の市の支援が手薄であるのでは、という声も寄せられています。これは、学校外における支援体制のことを言っており、現状は児童デイサービスなど、民間の利用が中心とのことでしたが、学校外における支援体制は確立されているのでしょうか。

民間の事業所では、どうしてもサービスにバラつきがあり、ペアレントトレーニングなどの環境が整っていないため、親同士のつながりもほとんどなく、情報交換や悩み相談ができないという意見がありました。発達障害を持つ子とその親への、学校外での支援体制の確立も、行政に求められているところですので、支援体制の構築を是非検討いただきたいと思いますので、宜しくお願い致します

(3 回目答弁)

通級指導教室増設のお尋ねであります。通級指導教室は、小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの障害がある児童生徒のうち、各教科等の指導は主として通常の学級で行いながら、個々の障害の状態に応じた指導を特別の指導の場で行う教育形態であります。

現在、本市には、「言語障害」、「難聴」、「情緒障害」、「学習障害等」の通級指導教室を、小学校で延べ21校、中学校で6校に設置しております。設置に当たっては、原則として新たな教員の配置は行われなから、現状では、対象の児童生徒が在籍する全ての学校に通級指導教室を設置することが難しい状況にあります。

しかしながら、他校へ通学する負担をできる限り軽減する必要性は認識しており、本人・保護者の希望や、専門性を有する教員の加配措置等、更には各学校の体制整備の状況などを勘案しながら、今後も開設について検討して参りたいと考えているところであります。